

別添

社会福祉施設における防災対策の強化について

〔昭和60年9月21日 社施第102号〕

社会局施設課長通知
児童家庭企画課長通知

指定区域等の主なものは、次のとおりである。
都道府県等においてこれ以外にこれに準するものはこれに類するものとして指定している区域、か所があれば、適宜追加願いたい。

指 定 区 域 等	指 定 区 域 等 の 例
-----------	---------------

社会福祉施設（以下「施設」という。）における防災対策については、「社会福祉施設における火災防止対策の強化について（昭和48年12月1日社施第157号）」、「社会福祉施設における地震防災対策の作成について（昭和55年1月16日社施第5号）」、「社会福祉施設における防火対策の強化について（昭和58年12月17日社施第21号）」等の各通知をもとに万全を期すよう指導を願っているところであるが、先般、長野市において特別養護老人ホーム及び養護老人ホームが地すべり災害を受け、多数の死亡者が発生したことに鑑み以後このような災害を受けうるようなことのないよう関係部局及び関係市町村との連絡を取り、次により、点検、確認を行ふとともに、指導等必要な措置を講じられたい。

また、1つについてはその結果を、その他についてはとりあえず10月末までの点検結果又は

措置状況を、11月10日までに社会局施設課あて報告願いたい。

1 立地条件の点検

施設が地すべり防止区域等法律又は地域防災計画等において土砂等による災害発生のおそれがあるとして指定されている区域等（都道府県、市町村が指定の意向をもっている場合を含む。以下「指定区域等」という。別添参照。）に所在しているか否かを点検、確認すること。

2 関係部局との連携、協力関係の強化

指定区域等に所存する施設については、施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設に対し、指定区域等に所在していることを周知させるとともに、関係部局との連携を密にし、双方の情報の交換、施設に対する助言・指導等必要な協力が円滑に行われ得るよう格別の配慮をすること。

3 指定区域等に所在する施設のうち、地すべり防止工事等の防災対策が完了していない地域に所在する施設については、防災対策の現状を把握するとともに、特に次の事項について万全の措置ができるよう、当該施設に対し、指導すること。

(1) 情報の収集

消防機関その他の防災機関との連携を密にし、気象状況等に関する情報の収集や災害発生のおそれ等に関する情報の伝達、提供が円滑に行われ得る体制を確立すること。

(2) 入所者状況の把握等

入所者（利用者）の外出等の状況を常時把握するとともに、災害に関する情報を職員及び入所者に対し迅速、かつ、的確に伝達し、有事の際の避難後の援護が円滑に行われるようすること。

また、介護度合の高い者については避難道路の出入口に最も近い看板とすること等に配慮すること。

(3) 関係機関等との協力体制の確立

消防機関はもとより、市町村役場、地域住民等とも日常の連絡を常にし、施設の構造、人所者の実態を認識してもらうように努めるとともに、避難、消火、避難後の援護等が円滑に行える協力体制を確立すること。

指 定 区 域 等	指 定 区 域 等 の 例
地すべり防止区域	地すべり等防止法 昭和33. 3. 31 法第30号
地すべり危険か所	地すべり危険か所の再点検について 昭和60. 5. 9 建設省傾斜地保全課長通知
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する特別措置法 昭和44. 7. 1 法第57号
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査について 昭和53. 7. 17 林野庁長官通知
崩壊土砂流出危険地区	総合的な土石流対策の推進について 昭和57. 8. 10 建設事務次官通知
土石流発生危険渓流	地城防災計画等
なだれ危険か所	地城防災計画等
ため池注意か所	地域防災計画等
災害危険区域	建築基準法 昭和25. 5. 24 法第202号
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法 昭和36. 11. 7 法第191号